

令和4年6月23日
農林水産部農林水産政策課
043-223-2822

令和4年6月3日降雹による農業被害への対応について

令和4年6月3日の降雹により、被害を受けた農業者の方々の経営安定を図るため、金融支援を行うとともに、被害の大きかった梨等の販売を支援します。

また、今後想定される台風等の自然災害に備えて、将来にわたって、被害の予防と被災時の損失軽減が図られるよう、防災施設の整備やセーフティネットへの加入に対する支援を行い、災害に強い体制づくりを進めます。

1 農業災害対策資金の発動

災害により被害を受けた農業者は、収入が減少し次年度の生産を継続するために必要な運転資金や施設の復旧資金が必要となることから、そのような農業者の経営の維持安定を図るため、県・市町村及び融資機関が協力して無利子で融資します。

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金用途	農業の再生産に必要な資金	農業用施設（簡易な施設を除く）が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 300万円以下	被害額の80%以内で 500万円以下
償還期間	5年以内	6年以内 (うち据置2年以内)

2 災害に強い体制づくりに資する支援

(1) 多目的防災網の導入支援

多目的防災網は、雹のほか強風等の気象災害からの被害防止・軽減に効果的であり、今回も梨園に設置された多目的防災網が降雹に効果を発揮したことから、緊急的に多目的防災網の導入に係る補助事業の要望調査を実施します。

(2) 収入保険への加入促進

将来にわたって被災時の損失軽減が図られるよう、今年度から3年間を集中的に収入保険への加入を促進する期間として、新たに加入する農業者に対し、初年度保険料の一部を助成します。これにより自然災害や市場価格の下落など様々なリスクに対応する収入保険への加入促進を図ります。

特に、今回、被害を受けた方々に対して、収入保険への加入の働きかけを行ってまいります。

加入申請期間：個人：10月～12月

法人：事業年度開始月の前月末

申請・相談先：千葉県農業共済組合 043-245-7447

※事前受付・保険料試算・相談は組合で随時受け付けています。

3 被害を受けた農産物の販売支援

被害の大きかった梨等について、生産者団体やJA、地元市など関係機関の意見を聞きながら県イベントでの販売、量販店等への取り扱い要請、ポスター等販売資材の提供など、生育状況を見守りながら支援の準備を進めます。また、被害の状況に応じて、業者に加工での活用などを働きかけます。

4 問い合わせ先

農業災害対策資金及び収入保険について	団体指導課	043-223-3074
多目的防災網の導入支援について	生産振興課	043-223-2829
被害を受けた農産物の販売支援について	流通販売課	043-223-3085